

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定されます

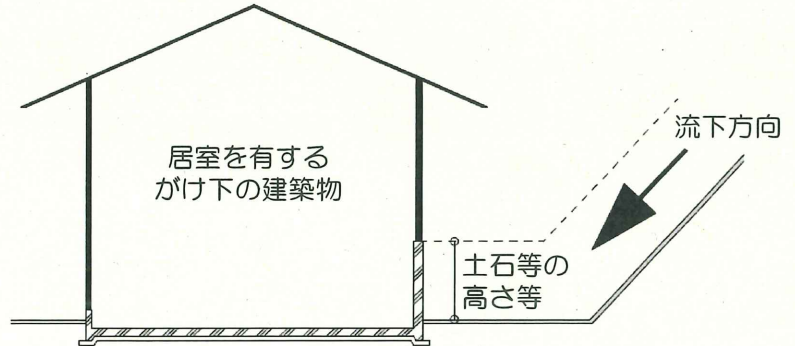
鹿児島市で土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定が予定されています。レッドゾーン内に居室を有する建築物を建築する場合は、主に次のような対応が必要になります。

- ① 建築基準法施行令第80条の3により、特定の構造基準を満たす必要があります。

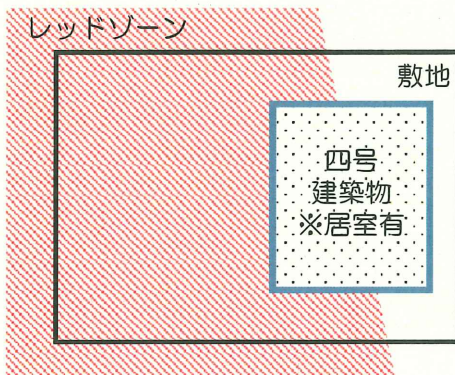
基準（H13国交省告示第383号）に適合するRC外壁または待ち受け擁壁が必要

⚠ 注意

告示に基づいた外壁等は、各地点の土石等の高さ等や、土砂等または土石流の衝撃力といったデータをもとに設計します。データは鹿児島地域振興局河川港湾課へ照会することにより取得できます。



- ② 都市計画区域外の法6条第1項第四号の規模・構造の建築物でも建築確認申請が必要になります。



土砂災害防止法第25条により、都市計画区域外の四号建築物の規模・構造でも建築確認申請が必要

⚠ 注意

敷地がレッドゾーン内外に渡る場合は、敷地の過半がレッドゾーン内で、かつ建築物が一部でもレッドゾーン内であれば、確認申請が必要となる。

指定時期

松元地区および桜島地区については、令和2年12月中に指定される予定です。その他の地区は、各地区の住民説明会後に順次指定されます。※詳細な日程は、鹿児島県砂防課へお問い合わせください。

指定範囲

鹿児島県のホームページより確認することができます。

土砂災害警戒区域等マップ



確認申請について

「土砂災害特別警戒区域内に建築する建築物の取扱要領（鹿児島県策定）」に基づき運用します。

Q & A

Q1 構造規制はどの時点から適用となりますか？

A レッドゾーン指定日以降に着工されるものから適用されます。

Q2 レッドゾーン内の既存の建築物に構造規制は適用されますか？

A 既存の建築物には適用されませんが、レッドゾーン指定後に建替えや増築等を行う場合には既存部分を含めて構造規制が適用されます。

Q3 計画する建築物の一部（非居室部分）にレッドゾーンにかかりますが、構造規制は適用されますか？

A 棟単位で居室を一つでも有していれば、居室の位置や規模に関わりなく、建築物全体に構造規制が適用されます。

Q4 敷地周辺は擁壁（告示適合の待ち受け擁壁を除く）や、急傾斜地崩壊対策工事等を行っていますが、構造規制は適用されますか？

A レッドゾーン内であれば、擁壁や急傾斜地崩壊対策工事等の状況にかかわらず構造規制が適用されます。

○土砂災害特別警戒区域内に建築する建築物の取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内に建築する建築物の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(特別警戒区域内の建築)

第2 土砂災害防止法第2条の「急傾斜地の崩壊」により特別警戒区域が指定されている区域内に居室を有する建築物を建築する場合は、建築基準法施行令第80条の3又は同令第82条の5第八号の規定に適合すること。この場合においては、当該急傾斜地に対しては建築基準法施行条例第3条第3項に規定する「建築物が安全上支障がないと認められる場合」に該当するものとみなす。

また、建築物が当該急傾斜地のがけ上に有る場合又は当該急傾斜地以外のがけ（高さ2メートルを超えるがけ）に近接しているときは、建築基準法施行条例第3条の規定の適用を受ける。

2 土砂災害防止法第2条の「土石流」又は「地滑り」により特別警戒区域が指定されている区域内に居室を有する建築物を建築する場合は、建築基準法施行令第80条の3又は同令第82条の5第八号の規定に適合するとともに、高さ2メートルを超えるがけに近接しているときは建築基準法施行条例第3条の規定の適用を受ける。

(確認申請書に添付する図書)

第3 特別警戒区域内に居室を有する建築物を建築する場合の建築基準法第6条（土砂災害防止法第24条において建築基準法が適用される場合を含む。）の規定による確認の申請書には、建築基準法施行令第80条の3又は同令第82条の5第八号の規定による構造方法に関する次の表の(い)～(は)項に掲げる書類を添えなければならない。ただし、建築基準法施行令第80条の3のただし書きの規定により門又は塀を設けた場合は、次の表の(い)～(ほ)項に掲げる書類を添えなければならない。

	図書の種類	明示すべき事項
(い)	構造計算書	建築基準法施行令第80条の3又は同令第82条の5第八号の構造方法に関して適合することを確認されるもの
(ろ)	構造詳細図	(い)項の構造方法が確認されるもの
(は)	「土砂災害特別警戒区域内に定められている事項等の照会について」 (別記第1号様式)の写し	
(に)	位置図	門又は塀の位置
(ほ)	縦断面図	門又は塀の高さ及び地盤面の高さ

(その他)

第4 この要領の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月2日から施行する。

土砂災害特別警戒区域に定められている事項等の照会について

今後、特別警戒区域内に居室を有する建築物の計画がありますが、建築基準法施行令第80条の3又は同令第82条の5第八号による構造方法に適合させる必要があるため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項及び同条第2項並びに同法施行令第4条に基づき鹿児島県知事が指定又は定める事項について、下記のとおり照会します。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

建築主住所
氏名

印

設計者住所及び氏名	電話 - -		
建築を計画している敷地の地名地番	市 町 郡 村		
建築を計画している敷地の面積	m ²	特別警戒区域の 名称及び指定番号	
建築物と崖の下端との距離			m
急傾斜地の崩壊	建築物と崖の下端との距離の採用値		m
	急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ		m
	急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ		m
	急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動による最大の力の大きさ		KN/m ²
	急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積による最大の力の大きさ		KN/m ²
土石流	土石流の高さ		m
	土石流による最大の力の大きさ		KN/m ²
地滑り	地滑り地塊の滑りによって生じた土石等の高さ		m
	地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の堆積による力の大きさ		KN/m ²
受付欄	令和 年 月 日		
	上記のとおり回答します。		
	鹿児島県知事		印

注1) 太線の枠内には記入しないでください。

注2) 建築物の位置により上記数値が変動するので、計画の変更がある場合は速やかに協議してください。

<作成要領>

- この様式は1部作成してください。
- この様式には、申請建築物の配置図及び敷地断面図を添付してください。
なお、配置図及び敷地断面図には申請建築物を実線で表示し、不動の構造物との離れを記入してください。
また、建替えの場合は、上記配置図に既存建築物を破線で表示してください。(不動の構造物とは、河川、道路等の構造物及び隣接する家屋等を指します。)
- 添付図面には照会した旨がわかるよう受付印を押印しますので、建築確認申請の図面と同じものを使用してください。
- 「建築確認申請書(正本)」にこの写しを添付してください。また、原本は「建築確認申請書(副本)」に添付してください。
- 本様式において、建築基準法施行令第80条の3のただし書きの規定による「門又は塀」の構造方法にて対策を行う場合は、様式中「建築物」を「門又は塀」に読み替えるものとします。